

# 教 育 局

## 教 育 支 援

支 援	教 育	.....	375
教 育	相 談	.....	376

# 支 援 教 育

## 1 支援教育の概要

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が同じ場で可能な限り共に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援や環境整備の充実等、きめ細かな支援教育の推進に努めている。

### (1) 就学相談体制の充実

次年度就学児及び学齢児童生徒に対し、一人ひとりの状態及び発達段階、特性等に応じた適切な教育の場や対応を保障するために、就学相談員の配置や教育支援委員会の開催など、円滑な相談活動を進めている。

### (2) 特別支援学級における支援

(令和7年5月1日現在)

区分	小学校・義務教育学校(前期)				中学校・義務教育学校(後期)			
	学校数 (校)	学級数 (クラス)	児童数 (人)	教員数 (人)	学校数 (校)	学級数 (クラス)	生徒数 (人)	教員数 (人)
知的障害	68	139	733	139	34	61	313	61
自閉症・情緒	68	160	927	160	35	63	316	63
肢体不自由	3	3	16	3	3	3	10	3
病弱・身体虚弱	15	15	20	15	7	7	7	7
院内学級	1	1	1	1	1	1	0	1
弱視	1	1	1	1	0	0	0	0
難聴	2	2	2	2	0	0	0	0
計	158	321	1,700	321	80	135	646	135

### (3) 通級指導教室における支援

(令和7年5月1日現在)

	設置校数	学級数	児童生徒数
きこえとことばの教室(難聴・言語)	5	17	194
小学校サポートルーム(情緒)	6	17	206
中学校サポートルーム(情緒)	6	17	183
計	17	51	583

### (4) 人的支援の充実

#### ア 非常勤介助員

支援の必要な児童生徒の日常生活、身辺自立等の補助・介助を行うため、市立小中学校及び義務教育学校に非常勤介助員を配置している。

#### イ 支援教育支援員

教育的支援が必要な児童生徒に対して、きめ細かな支援を行う体制を充実させるため、全市立小中学校及び義務教育学校に支援教育支援員を配置している。

#### ウ 学校サポーター

通常の学級に在籍する発達障害等のある児童を支援するため、小学校及び義務教育学校前期課程に有償ボランティアである学校サポーターを配置している。

#### エ 支援教育指導員

市立小中学校及び義務教育学校が行う支援教育に対し、支援教育指導員が専門的な立場から指導助言を行うことにより、各校の校内体制の充実及びきめ細かな支援の充実を図っている。

## (5) 医療的ケアの実施

日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒の学びを保障し、学校生活を支援するため、医療的ケア児の在籍する学校に看護師を配置している。

# 教 育 相 談

## 1 不登校支援事業

### (1) 校外教育支援センター（相談指導教室）

学校への復帰や社会的自立をめざす通室制教室を設置し、心理的な要因で登校することが難しい児童生徒の学校生活適応と社会的自立への支援・援助を図っている。

### (2) 校内教育支援センター（校内登校支援教室）

教室復帰に向けた準備や社会的自立をめざす場として学校内に人員を配置した別室を設置し、心理的な要因で教室に入ることが難しい児童生徒の学校生活適応と社会的自立への支援・援助を図っている。

### (3) ふれあい体験活動

自然体験活動・制作体験活動等を通して、達成感や存在感を味わい、コミュニケーション能力の向上を図っている。また、活動の目標を段階的に設定したり、季節感を意識した活動を設定したりすることで、児童生徒が無理なく自己肯定感を持つことができるよう努めている。

### (4) だれもが行きたくなる学校づくり研修

不登校対策等に向けた支援の取組の一環として、教職員を対象とした研修を年間5回実施し、不登校等の未然防止と保護者対応についての理解を深め、各校の取組の充実を図っている。

### (5) 不登校を考えるつどい

保護者を主な対象とした不登校支援事業を年間5回実施し、不登校支援や進路に関する情報提供、参加者同士の懇談・共有の場の設定により、不登校児童生徒をもつ保護者への支援の充実を図っている。

## 2 来所相談・電話相談

中央・南・城山・相模湖の各相談室において、青少年教育カウンセラーが不登校、養育不安、友人関係等の教育相談に応じている。

相談者の内訳 (令和6年度 単位：件)

対象者	本人	保護者	教職員	その他	合計
件数	7,840	8,535	0	411	16,786

## 3 学校出張相談

青少年教育カウンセラーが、原則として市立小中学校に週1回から2回、市立義務教育学校に週1回出張し、児童生徒の心理的問題や課題等の相談に応じ、児童生徒、保護者、教職員を支援している。

相談者の内訳 (令和6年度 単位：件)

対象者	本人	保護者	教職員	その他	合計
件数	19,212	8,854	17,895	284	46,245

## 4 スクールソーシャルワーカー（S S W）による支援

家庭環境等に起因した不登校や問題行動を解決するために、S S Wが学校や関係機関と連携し、福祉的側面からの支援を行っている。

拠点・巡回校型配置校における活動内容の内訳

(令和6年度 単位：件)

活動内容	情報共有	会議	授業観察	本人・保護者対応	家庭訪問	地域連携	その他	合計
件数	8,848	1,444	2,554	2,176	571	100	301	15,994

## 5 ヤングテレホン相談

青少年の抱えている悩み、不安等について、青少年本人やその保護者等からの電話やEメールでの相談に応じている。

相談内容の内訳

(令和6年度 単位：件)

相談内容	犯罪触法行為	ぐ犯・不良行為	身上問題	知能・学業	身体・神経	その他	合計
件数	0	3	247	3	12	193	458

## 6 要請相談

学校から要請を受け、青少年教育カウンセラーや指導主事・社会福祉主事が学校を訪問し、教職員等の相談に応じている。